

飲酒運転根絶 交通安全情報



飲酒運転をすると**厳しい罰則**と**行政処分**があります！

酒酔い運転

罰則

運転者

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

車両等の提供者

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分

基礎点数：35点

免許取消し 欠格期間3年※2、※3

- ※1 酒酔いとは、アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう
- ※2 前歴及びその他の累積点数がない場合
- ※3 欠格期間とは、取消処分を受けた者が運転免許を再度取得することができない期間をいう

酒気帯び運転

罰則

運転者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両等の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・車両の同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

行政処分

■ 呼気中アルコール濃度

0.15mg/l～0.25mg/l 未満

基礎点数：13点

免許停止 期間90日※2

■ 呼気中アルコール濃度0.25mg/l 以上

基礎点数：25点

免許取消し 欠格期間2年※2、※3

大きな社会問題となった

●平成11年 東名高速飲酒運転事故

●平成18年 福岡海の中道大橋飲酒運転事故

をきっかけに飲酒運転が厳罰化されましたが、令和3年には

●八街児童5人死傷事故

が発生し、今なお、飲酒運転による事故は繰り返されています。

このような悲惨で痛ましい事故により、深い悲しみの中で苦しんでいる方々がいることを忘れないでください。

